

施設における熱中症対応マニュアル

- このマニュアルは、施設利用者に熱中症が疑われる場合に利用するために作成したものです。
- 対応に不安がある場合は、周囲の人へ助けを求め、受診すべきか迷ったら「埼玉県救急電話相談（# 7 1 1 9）」へ相談してください。
- 熱中症の予防については、下記のリンクを参照ください。また、環境省の提供する暑さ指数（WBGT）をこまめに確認しましょう。

厚生労働省「熱中症を防ぎましょう」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/prevent.html



環境省「熱中症予防情報サイト 熱中症の基礎知識」

<https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness.php>



1 熱中症を疑う症状

- 施設利用者に下記のような症状があるときは、熱中症を疑いましょう。

重症度	症 状
I 度	めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、こむら返り、手足のしびれ、不快感
II 度	頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感
III 度	II 度の症状に加え 意識障害（意識がない）、けいれん、手足の運動障害（まっすぐ歩けない）、高体温

2 熱中症が疑われる方への対処方法

- 熱中症が疑われる方への対処方法は、下記フローの通りです。
- 施設利用者に熱中症が疑われる場合、必ず誰かが付き添い、必要に応じて救急車を要請したり、対象者の了解を得たうえで家族に連絡し、受診を勧める等の対処を行います。

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認して対処しましょう。最初の処置が肝心です。

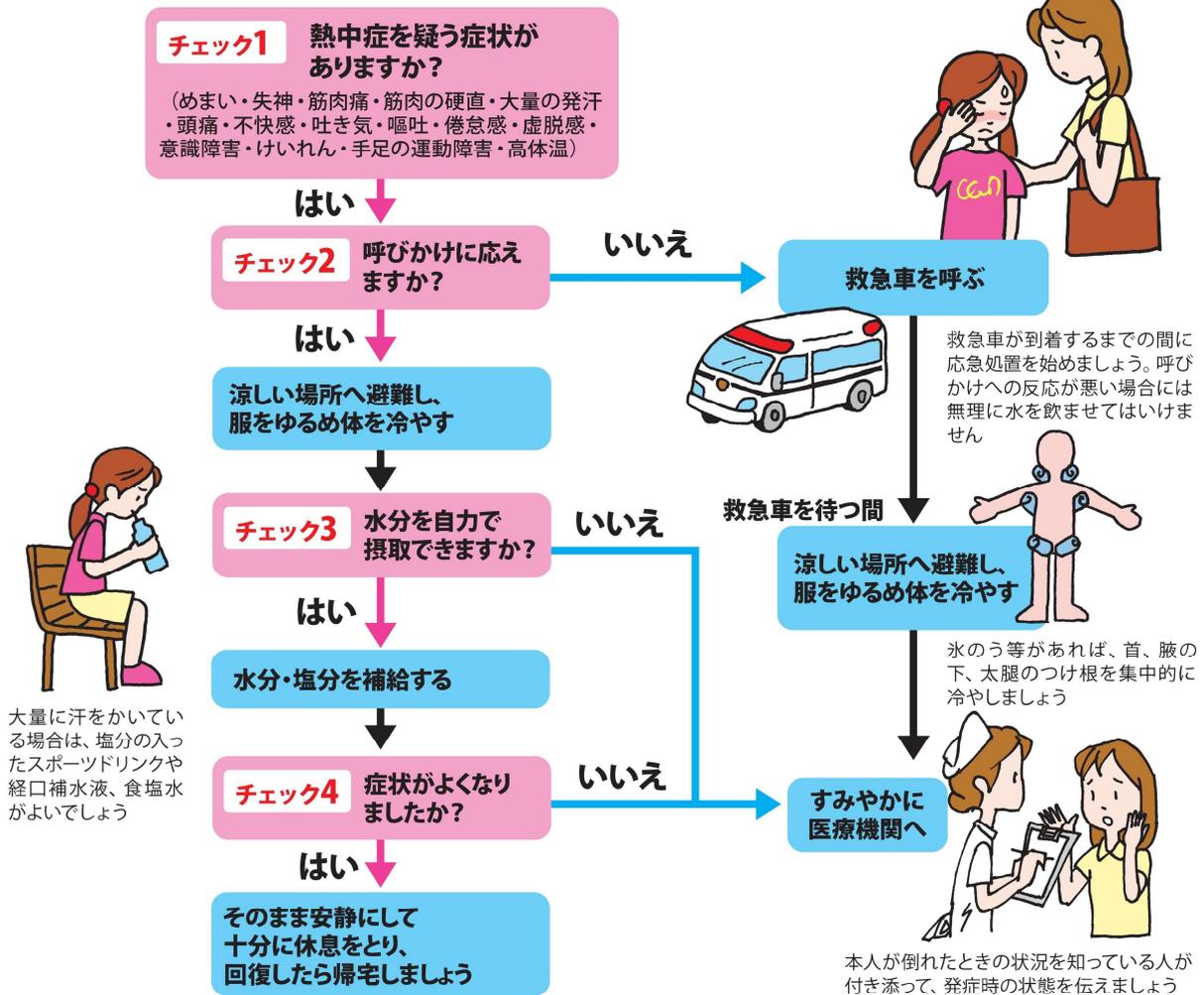


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」より抜粋

※「呼びかけや刺激に対する反応がおかしい」「答えがない(意識障害がある)」ときには誤って水分が気道に流れ込む可能性があります。また「吐き気を訴える」「吐く」という症状は、すでに胃腸の動きが鈍っている証拠です。これらの場合には、口からの水分補給は禁物です。口からの水分補給ができないときは、塩分を含め点滴で水分を補う必要があるため、医療機関への搬送を最優先にしましょう。

環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」より作成